

夕張市公設地方卸売市場経営戦略

団 体 名	: 夕張市
事 業 名	: 夕張市公設地方卸売市場事業
策 定 日	: 令和 4 年 3 月
計 画 期 間	: 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

※複数の市場を有する事業にあつては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事業開始年月日	昭和48年10月
職 員 数	0 (指定管理者制度採用のため) 人	市場種別区分	地方卸売市場
次回再整備予定年度	—		
民間活用の状況	指定管理者制度	市場管理・運營業務全般	

(2) 使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

売上高割使用料の 概要・考え方	夕張市公設地方卸売市場条例で定めるとおり。 ・野菜:100分の8.5 ・果実:100分の8.5 ・生鮮水産物:100分の7.0 ・青果物加工品:100分の8.0 ・水産物加工品:100分の7.0 ・その他:100分の10.0
施設使用料の 概要・考え方	夕張市公設地方卸売市場条例で定めるとおり。 取扱金額の1,000分の5(実績なし)

(3) 市場を取り巻く環境等

本卸売市場は昭和48年に開設し、市民への生鮮食料品の適切な価格形成と安定供給を維持する役割を果たしてきたが、人口減少や生活スタイルの変化等により、消費の減退と価格の低迷等、市場を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。
また、本市の財政破綻を機に、平成18年度に策定した財政再建計画において、市場事業会計を平成23年度末で閉鎖し、当時の施設使用者に施設譲渡を行い、民営として存続させることを想定していたが、平成22年度に施設使用者から、施設譲渡の受け入れは困難であり、市場としての信頼性付与の観点から、「公設」としての市場の存続要望があったため、平成23年度から指定管理者制度を導入し、夕張友西市場株式会社が管理運営を行っている。
なお、指定管理者制度による管理運営にあつては、施設の維持管理を含め、原則として市の負担が生じない内容となっている。

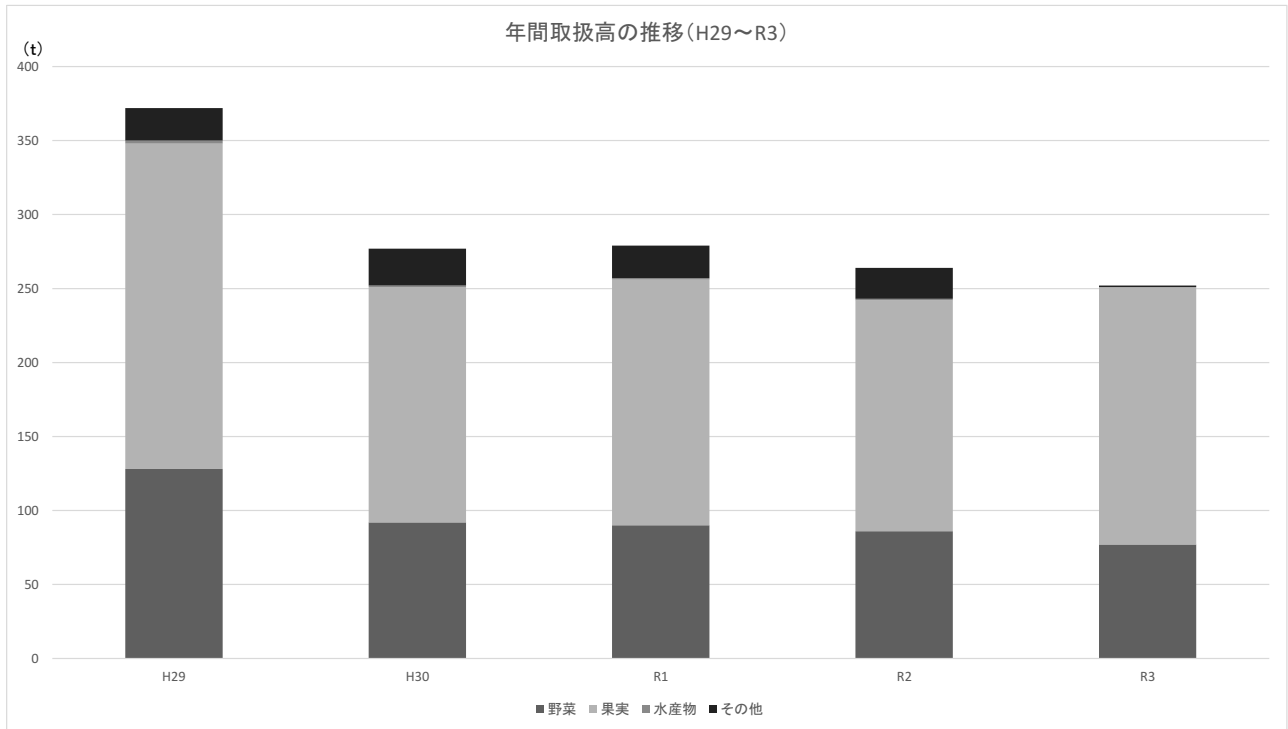
(4) 現在の経営状況

年間取扱高 (t) ※過去3年度 分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉・鳥・卵類	その他	合計
	R1	90	166	1	0	2	259
	R2	86	156	1	0	3	246
	R3	77	174	1	0	2	254
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度 分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉・鳥・卵類	その他	合計
	R1	14	97	1	0	5	117
	R2	12	91	2	0	4	109
	R3	14	111	1	0	4	130

2. 将来の事業環境

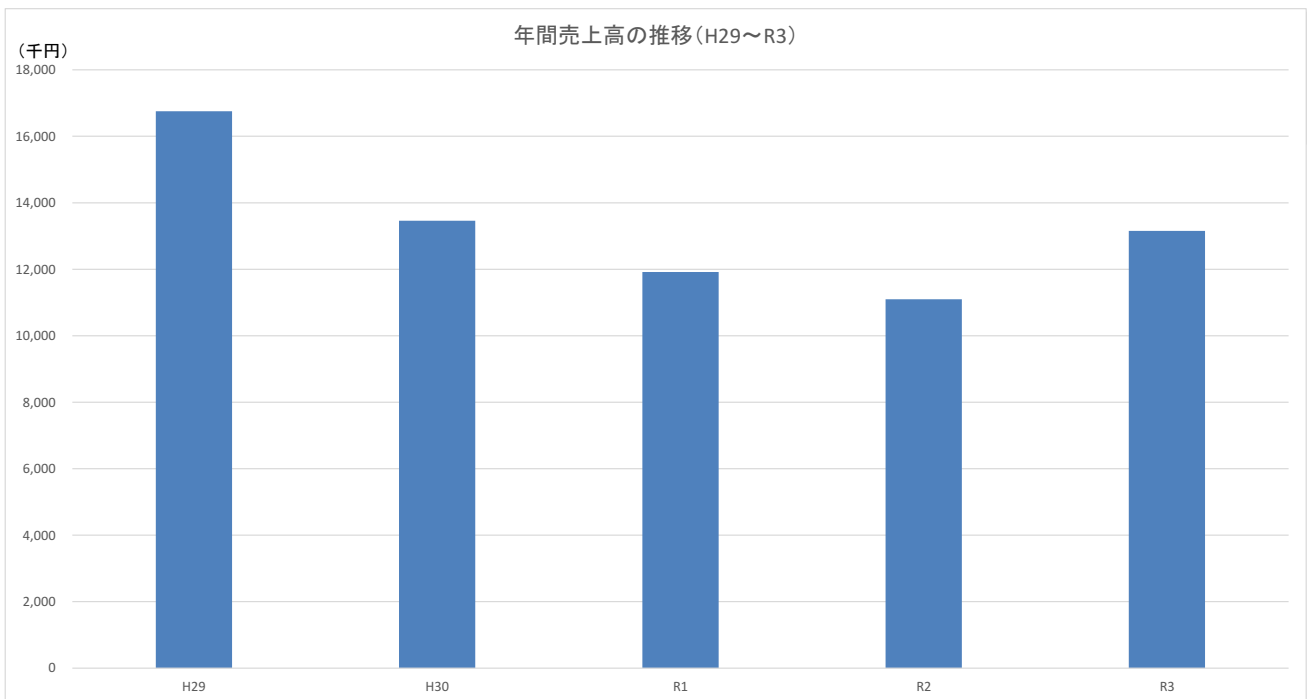
(1) 取扱高(t)の見通し

取扱高は、ゆるやかな減少傾向で推移しているものの、野菜及び果実の大半が地元特産品(メロン、長いも)であり、直近3カ年度の取扱高は安定しているため、将来においても同様の取扱高を維持できるものと見込んでいる。
今後も指定管理者及び地元農業団体との連携により、産地市場としての優位性を発揮した需要に対応する取扱量の確保と供給を図ることで、持続的な運営の確立と地域に根付いた事業の継続を目標とする。



(2) 使用料収入の見通し

地元特産品(メロン、長いも)の安定した取扱高及び売上高を継続することで、持続的な事業の継続を目標とする。



(3) 施設の見直し

施設の老朽化が進んでいるが、指定管理者による適正な維持管理を継続していく。

○施設概要

- 施設名 : 夕張市公設地方卸売市場
- 位置 : 夕張市南清水沢4丁目105番地の1
- 設置目的 : 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資するため。
- 構造等 : 【構造・規模】 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 【敷地面積】 18,884.69平方メートル
 【延床面積】 3,293.6平方メートル
 【施設内容】 卸売場、管理事務所、業者事務所、冷蔵室ほか
 【開設年月日】 昭和48年10月

○管理運営に関する経費

管理施設の修繕、改修等に係る費用については、原則、指定管理者の負担。



(4) 組織の見直し

平成23年度から指定管理者制度を採用しており、専任職員はいないが地域振興課職員が担当。管理監督体制については、定期的な報告や実地調査を実施する。

3. 経営の基本方針

本市場は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資することを目的に設置した施設であるとともに、「夕張メロン」に代表される農産物等を供給する産地市場としての役割を担っている。今後もその役割を果たすため、以下のとおり基本方針を定める。

- 安定した市場運営を行い、市民等への安全・安心な生鮮食料品等の安定供給に努める。
- 卸売市場の役割を発揮、発信し、生鮮食料品等の消費拡大に向けた取り組みを推進する。
- 指定管理者制度の下で市場施設の適正な維持・整備を継続する。
- 卸売市場を取り巻く環境の変化に対応し、効率的な運営を進める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円)

収入	実績			計画									
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
総収入	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
前年度繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用料計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会計からの繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息及び配当金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他(電柱敷地料)	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

支出	実績			計画									
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
総支出	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
市場管理費(営業費用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良費(総事業費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(基金積立金)	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

公設地方卸売市場管理基金	776	779	781	785	789	793	797	801	805	809	813	817	821
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

指定管理者による適正な維持管理を通じて施設を維持していくこととし、大規模修繕等が必要となった場合は、市場の運営状況等を勘案し、本戦略の見直しを含め対応を検討する。

② 収支計画のうち財源についての説明

売上高の維持を図り、手数料収入による指定管理者制度を継続していく。
また、施設敷地内に設置された電柱敷地収入(年2,156円)については、施設維持等の財源に資するため、夕張市公設地方卸売市場管理基金に積み立てることとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現行の指定管理者制度を継続していく。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	指定管理者制度を継続していく。
投資の平準化	指定管理者による維持管理を継続。 原則、市からの投資は予定していない。
広域化	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	売上高を維持することで、安定した手数料収入の確保を図っていく。
企業債	—
繰入金	現在、指定管理者により安定的な運営となっているため、今後も繰入金の計画は予定していない。
資産の有効活用等による収入増加の取組	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	なし。(今後も現行の指定管理者制度を継続)
管理運営費	なし。(今後も現行の指定管理者制度を継続)
職員給与費	なし。(今後も現行の指定管理者制度を継続)
その他の取組	—

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資するため、必要不可欠な事業である。
公営企業として実施する必要性	本市場は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資することを目的に設置された施設であり、今後も健全な運営と取引の公平性を遵守して事業を実施していく。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	R8年度の指定管理の更新に向け、R7年度を目的に検証を行うほか、市場環境、施設状況に大きな変化がある場合は、本戦略の見直しを行う。
---------------------	---